

事務連絡
平成27年7月16日

各都道府県
地方創生担当課
財政担当課
市町村担当課 御中

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の上乗せ
交付分に係る実施計画等の作成及び提出について（依頼）

内閣府地方創生推進室

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付分に係る実施計画等については、平成27年5月29日付け事務連絡により案をお示したところですが、この度確定版を作成しました。実施計画等の作成及び提出について、下記のとおり依頼しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 実施計画の作成について

(1) タイプI（代替事業を除く。）

「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乗せ交付分】（タイプI）〔記載例〕」（別添1）を参照しつつ、都道府県にあつては5事業まで、市区町村にあつては2事業までの範囲内において、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乗せ交付分】（タイプI）」（別紙1）により、実施計画を1事業ごとに1ファイル（表紙シートを含む。）で作成してください。

なお、広域にわたって複数の地方公共団体が連携して同一の交付金事業（以下「広域連携事業」という。）を実施する場合には、代表の地方公共団体がとりまとめの上、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乗せ交付分】（タイプI）～広域連携事業版～〔記載例〕」（別添2）を参照しつつ、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乗せ交付分】（タイプI）～広域連携事業版～」（別紙2）により、実施計画を1事業ごとに1ファイル（表紙シートを含む。）で作成してください。

注）上記別紙2を提出する場合は、当該広域連携事業は地方公共団体ごとの申請事業数に数

える必要はありません。

重要

タイプⅠ（代替事業を除く。）では、外部有識者による評定委員の評価において、公正性の担保のため、実施計画を提出した地方公共団体が特定できないように、地方公共団体名や地域名などの固有名詞を使用しない実施計画を使用します。

地方公共団体において実施計画を提出する際には、通常作成した実施計画に加え、マスキング済みの実施計画も別シートでご提出いただくよう、お願いします。

〔マスキング例〕

①：地方公共団体の固有名称

例) 東京都、北海道、京都府、鳥取県、横浜市、府中町、三宅村

⇒ 本県、当県、A県、わが県、本市、当町、B村

※ 「都道府」は「県」、「東京都特別区」は「市」と記載してください。

※ イニシャルによるアルファベット表記は用いず、登場する順番にA県、B村、C市などとして下さい。

②：地域などの固有名称を含むもの

例) 近畿地方、南アルプス、湘南、富士山、河口湖、三保の松原、神戸牛、夕張メロン

⇒ A地方、山岳地域、臨海地区、●●山、町内の湖、景勝地、和牛、ブランドメロン

③：特産品やイベントなどの固有名称

例) 南部鉄器、祇園祭、くまモン

⇒ 伝統工芸品、お祭り、ご当地広報キャラクター

(2) タイプⅠ代替事業

タイプⅠ相当事業に係る実施計画を作成する場合には、上記(1)にあわせて「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型：上乘せ交付分：タイプⅠ代替事業）実施計画記載要領」（別添3）を参照しつつ、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乘せ交付分】（タイプⅠ（代替事業）」（別紙3）により、実施計画を併せて作成してください。

なお、タイプⅠ代替事業の内容については、平成27年5月29日付け地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）についての事務連絡で詳細をお伝えしていますが、参考資料として添付していますのでご参照ください。

(3) タイプⅡ

「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型：上乘せ交付分：タイプⅡ）実施計画記載要領」（別添4）を参照しつつ、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乘せ交付分】（タイプⅡ）」（別

紙4)により、実施計画を作成してください。

また、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）【上乗せ交付】(タイプⅡ)～地方版総合戦略の策定に関する確認様式記載要領～」(別添5)を参考しつつ、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）【上乗せ交付】(タイプⅡ)～地方版総合戦略の策定に関する確認様式～」(別紙5)を作成してください。

2. 実施計画等の提出について

(1) 事前相談

実施計画の提出に先立って、随時、各都道府県単位でとりまとめた実施計画案の事前相談を受け付けています（タイプⅠ（代替事業を除く。）については、上乗せ交付の対象事業の選定に予断を与えない範囲で行うものとしします。）。

なお、タイプⅠ代替事業及びタイプⅡについては、実施計画提出後の手続きを円滑に行うため、必ず事前相談を行っていただきますようお願いいたします。

実施計画案は、都道府県にてとりまとめの上、メールにて内閣府地方創生交付金担当までご提出ください。全ての地方公共団体が揃ってから提出いただく必要はなく、前日までに集まった分を毎朝提出いただくことを基本に、可能な限り早い提出により、効率的な事前相談の実施にご協力ください。

送付いただいた実施計画案へのコメント等については、必要に応じて、当室から直接、各地方公共団体にご連絡させていただきます。

(2) 提出時期

実施計画の提出期限は、タイプⅠ（代替事業を含む。）にあつては、平成27年8月31日（月）17時、タイプⅡ（確認様式を含む。）にあつては、8月14日（金）17時とします。

まずはメールによりご提出いただき、必要な調整を経た上で上記期限までに郵送（期限必着）によりご提出いただくこととなります。なお、期限を過ぎることにつき特段の事情がある場合を除き、提出期限後は受け付けませんので、調整期間も考慮の上、可能な限り早くご提出いただきますようお願いいたします。

(3) 提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、タイプⅠ（代替事業を含む。）、タイプⅡの実施計画、タイプⅡの確認様式それぞれごとに以下の提出先までご提出願います。

[メール]

実施計画提出先アドレス：chiiki.osei-senko@cao.go.jp ※タイプⅠ・Ⅱ

確認様式提出先アドレス：osei-senko-type2.senryaku@cas.go.jp ※タイプⅡのみ

① タイプⅠ（代替事業を含む。）

提出にあたってのファイルの名称は、

「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+先行型+（注1）+事業No（半角）」
としてください。

（注1）「上乘Ⅰ単、上乘Ⅰ広域、上乘Ⅰ代替」の別を記載してください。

（注2）代替事業に係る実施計画には事業Noは不要です。

また、各都道府県において都道府県内市町村分をまとめて内閣府に送付いただく際のメールの件名は、「都道府県コード（半角2桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+先行型+タイプⅠ」としてください。

例）ファイル名：「01100_北海道札幌市先行型上乘Ⅰ単1.xlsx」

「02201_青森県青森市先行型上乘Ⅰ（代替）.xlsx」など

メール件名：「01_北海道先行型タイプⅠ」など

※ 事前相談の場合はファイル名およびメール件名の最後に「(事前)」をつけてください。

※ 単独、広域及び代替事業に係る実施計画の提出・事前相談の際、案件ごとにメールを分けて送付いただく必要はありません。

② タイプⅡ

実施計画について、提出にあたってのファイルの名称は、

「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+先行型+上乘せⅡ」
としてください。

また、各都道府県において都道府県内市町村分をまとめて内閣府に送付いただく際のメールの件名は、「都道府県コード（半角2桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+先行型+タイプⅡ」としてください。

例）ファイル名：「01100_北海道札幌市先行型上乘Ⅱ」など

メール件名：「01_北海道先行型タイプⅡ」など

※ 事前相談の場合はファイル名およびメール件名の最後に「(事前)」をつけてください。

確認様式については、提出にあたってのファイルの名称は、

「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+【戦略確認】」
としてください。

また、各都道府県において都道府県内市町村分をまとめて内閣府に送付いただく際のメールの件名は、「都道府県コード（半角2桁）+_（半角アンダーバー）+都

道府県名＋【戦略確認】】としてください。

例) ファイル名：「01100_北海道札幌市【戦略確認】」など

メール件名：「01_北海道【戦略確認】」など

〔郵送〕

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府本府庁舎 B1F 地方創生推進室 (016 号室)

※ 封筒の表に都道府県名を朱書き願います。例)「北海道」

※ 部屋番号を必ず記載下さい。

(4) 提出資料

提出資料は、実施計画及び確認様式(タイプⅡのみ)です。提出資料とあわせて、タイプⅠにあっては、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)実施計画(タイプⅠ)の提出について」(別紙6)、タイプⅡにあっては、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)実施計画(タイプⅡ)の提出について」(別紙7)に必要な事項を記載・押印等行ったうえで、郵送の際に同封してください。

3. 交付対象事業・交付額等について

(1) タイプⅠ

- ・ 外部有識者により構成される評定委員の評価が高い事業順に選定します。
- ・ 地方公共団体への選定した事業に係る交付決定額の内示は、交付決定の約2週間前となる予定です。
- ・ 交付額は、広域連携事業を実施する場合であっても、一地方公共団体当たりの上限として、都道府県にあっては3～5億円、市区町村にあっては3～5千万円が目安となる予定です。
- ・ 個別の事業について、評価の結果等により交付額が申請額を下回る場合があります。
- ・ また、一地方公共団体が交付目安額を超えて申請することは可能ですが、一地方公共団体当たりの上限の目安は変わらないため、交付額が申請額を下回る場合があります。
- ・ なお、交付額が申請額を下回る場合には、交付額と申請額の差額を一般財源で措置するなど、事業執行に支障が出ないように、適切な対応が求められることについてあらかじめご了承ください。

(2) タイプⅡ

- ・ 「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱」(平成27年5月29日府地創第187号)第3の2 2 上乗せ交付(タイプⅡ)

に示す要件を満たすことが確認できた場合に交付されます。

- ・ 交付額は、一地方公共団体当たりの上限として、1千万円が目安となる予定ですので、1千万円を仮の交付上限額として実施計画を作成してください。ただし、申請する地方公共団体数が多数の場合には、交付上限額を引き下げる可能性があります（その場合には、改めてご連絡いたします。）。
- ・ なお、交付上限額が引き下げられた場合であって、地方公共団体において提出済の実施計画が交付限度額を超えている場合であっても、実施計画の差替えは必要ありませんが、重要業績評価指標（KPI）の見直しが必要な際には、当室と必要な調整を行った上で、実施計画の差替えが必要となります。

<関係資料一覧>

- ・（参考資料）地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型：上乗せ交付分：タイプⅠ）評価基準（評価項目、評価・採点方法及び評価・採点の視点）
- ・（別添1）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乗せ交付分】（タイプⅠ）〔記載例〕
- ・（別添2）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乗せ交付分】（タイプⅠ）～広域連携事業版～〔記載例〕
- ・（別添3）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型：上乗せ交付分：タイプⅠ代替事業）実施計画記載要領
- ・（別添4）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型：上乗せ交付分：タイプⅡ）実施計画記載要領
- ・（別添5）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）【上乗せ交付】（タイプⅡ）～地方版総合戦略の策定に関する確認様式記載要領～
- ・（別紙1）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乗せ交付分】（タイプⅠ）
- ・（別紙2）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乗せ交付分】（タイプⅠ）～広域連携事業版～
- ・（別紙3）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乗せ交付分】（タイプⅠ（代替事業））
- ・（別紙4）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画【上乗せ交付分】（タイプⅡ）
- ・（別紙5）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）【上乗せ交付】（タイプⅡ）～地方版総合戦略の策定に関する確認様式～
- ・（別紙6）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画（タイプⅠ）の提出について
- ・（別紙7）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計

画（タイプⅡ）の提出について

<問い合わせ先>

別添「問い合わせ担当者一覧」をご確認ください。